

## 6. 原 料

原料は発育時期に合わせた栄養補給、アレルギー性等を考慮した種類であって、衛生的であること。

### 6-1 遺伝子組換え食品

「遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準」の別表2に示された食品については、IPハンドリング証明により確認された非遺伝子組換えのものを使用すること。

また、別表1の対象農産物から作られる原材料であって、別表2以外のものについても、出来る限り、非遺伝子組換え食品を使用すること。

### 6-2 はちみつ

乳児が摂食するベビー飲料には、はちみつを使用してはならない。